

千葉地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

千葉労働局一般公示第 89 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、千葉地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「千葉地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 5 年 2 月 8 日

千葉労働局長 江原 由明

記

千葉地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は事業の主要な部分である使用者団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦の方法
推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切期日
令和 5 年 3 月 1 日（水）
- (3) 推薦書の提出先
千葉労働局労働基準部賃金室
（千葉市中央区中央 4 - 11 - 1 千葉第 2 地方合同庁舎）

推 薦 書

千葉労働局長 殿

令和 年 月 日

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

千葉地方最低賃金審議会（労働者代表・使用者代表）委員の候補者として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

（ふりがな） 氏 名		現 職・地 位
生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）	
現 住 所	〒	略 歴
（電話）		
勤 務 先 所 在 地	〒	備 考
（電話）		

新任の候補者については、履歴書を一部添付すること。

但し、現千葉地方最低賃金審議会委員及び千葉地方労働審議会委員並びに臨時委員を除く。

内 諾 書

千葉労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、千葉地方最低賃金審議会委員に任命されましたときは、就任すること
を内諾いたします。